

6 休憩・休日・休暇

休憩とは

使用者は、労働時間が6時間を超える場合は45分以上、8時間を超える場合は1時間以上労働者に休憩時間を与えなければなりません。

休憩時間中は、労働者はその時間を自由に利用することができます。就労のために待機しているような時間は、休憩時間ではありません。
また、休憩はその効果をあげるために、全労働者に対して一斉に与えなければなりません。
ただし、労使協定を締結した場合（特定の業種については不要）には一斉に与えないことができます。



休日とは

休日とは、労働提供義務のない日をいいます。

使用者は、原則として週1回以上、又は4週を通じて4日以上以上の休日を与えなければなりません。この法定休日以外に祝祭日、盆正月休み、夏季休暇、創業記念日など独自に休日としている企業もあります。

振替休日と代休の違い

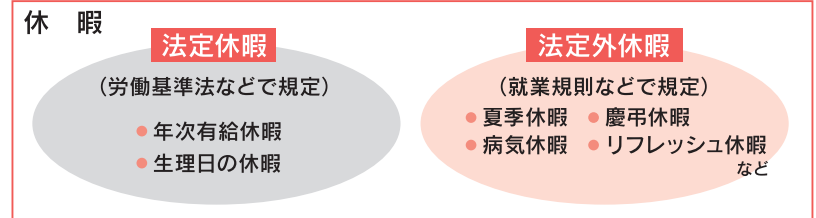
	振替休日	代休
休日の事前の特定	必要	不要
就業規則、労働協約などの規定	必要	規定がなくても可
三六協定 ※P.17参照	不要	必要
割増賃金	不要	必要

◎振替休日は、仕事をした休日の割増賃金はありませんが、休日の振替日が事前に特定されます。

◎代休は、休日が事前に特定されませんが、仕事をした休日の割増賃金があります。

休暇とは

休暇とは、労働契約上の労働日についてその労働提供義務を免除する制度で休日とは異なります。



年次有給休暇

原則、年次有給休暇は、雇入れの日から6か月間継続勤務し、勤務すべき日の8割以上出勤していれば、6か月を超えた日から1年間に最低10日与えられます^(※)。また、勤務すべき日の8割以上出勤していれば、勤続年数に応じて下記の日数の年次有給休暇が与えられます。この出勤日の計算には、業務上の傷病により休業した期間や産前産後の休業期間、年次有給休暇を取得した期間、育児・介護休暇を取得した期間も出勤したものとして計算します。

なお、2019年4月1日より、使用者が労働者の希望を聴き、希望を踏まえて時季を指定することにより、年5日は年次有給休暇を取得させることが義務化されました。

週所定労働日数が5日以上または週所定労働時間が30時間以上の労働者

勤続期間	6か月以上	1年6か月以上	2年6か月以上	3年6か月以上	4年6か月以上	5年6か月以上	6年6か月以上
最低付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

※週所定労働時間が30時間未満で、かつ週所定労働日数が4日以下、又は1年間の所定労働日数が48日から216日までの労働者については、週所定労働日数等に応じた日数の定めがあります。

※次ページへ続く



Q&A 使用者に有給休暇を申請すると、「それなら、皆勤手当は出さない。」といわれたのですが？

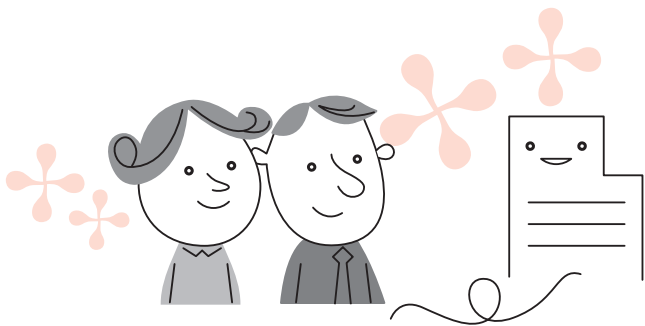
労働基準法では使用者に対して、労働者が有給休暇を取ったことを理由として不利益な扱いをすることを禁止しています。皆勤手当の算定において有給休暇の取得日は出勤として取り扱わなければいけません。

勤務間インターバル制度

1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の休憩時間(インターバル)を確保する仕組みです。この仕組みを企業の努力義務とすることで、働く方々の十分な生活時間や睡眠時間を確保します。(施行期日2019年4月1日)

■ 労働時間・休日・休暇に関するお問い合わせ・ご相談

P.54 MAP H-4	福岡県福岡労働者支援事務所 中央区赤坂1-8-8 福岡西総合庁舎5F	TEL 735-6149
P.52 MAP D-1	福岡労働局労働基準部監督課 博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館4F	TEL 411-4862
P.54 MAP H-1	福岡中央労働基準監督署 中央区長浜2-1-1	TEL 761-5607
P.51 MAP A-1	福岡東労働基準監督署 東区香椎浜1-3-26	TEL 661-3770



7 時間外労働・休日労働・深夜労働

時間外労働・休日労働・深夜労働とは

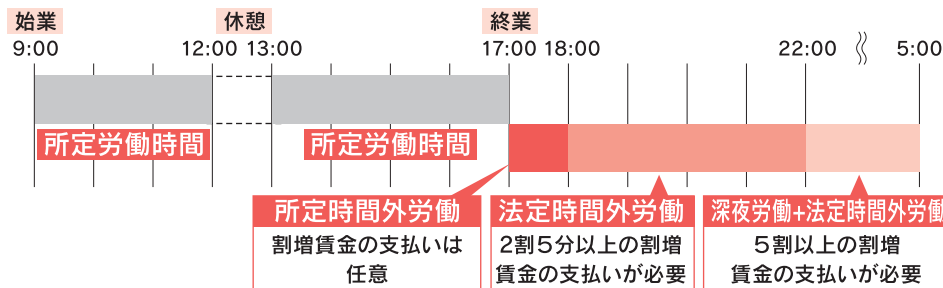
時間外労働、休日労働、深夜労働とは、所定の就業時間後や休日、深夜に労働することをいいます。

この場合、以下の要件を満たさなければなりません。

- 労使協定(三六協定)を締結し、労働基準監督署に届出していること(時間外・休日労働を行う場合)
- 就業規則などに規定されていて、労働条件の内容となっていること
- 時間外労働の時間が、厚生労働大臣が定めた限度時間内であること
- 法律で定められた割増賃金が支払われること

時間外労働と深夜労働

時間外労働は、「法定時間外労働」と「所定時間外労働」に区別されます。(下図は一例です)



※所定時間外労働であっても時間単価分の支払いは必要であり、なおかつ就業規則等に定めがあれば割増賃金を支払わなければなりません。(割増賃金→P.11参照)

Q&A 三六協定(さぶろく協定)とは？

時間外労働や休日労働をさせるには、この協定の締結が必要です。労働者の過半数が加入する労働組合のある事業所では、使用者と労働組合が、それ以外、労働者の過半数の代表者と使用者が締結することになります。なお、労働基準法第36条にこの規定があることから、三六協定とよばれています。

